

全社協・政策委員会「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」

1 設置の趣旨

改正児童福祉法が謳う理念の実現に向け、社会的養護を必要とする一人ひとりの子どもや家族に適切な支援が届く重層的な施策の構築が求められる。社会的養護関係施設の役割・機能の整理を行い、今後の取り組みの方向性への理解促進を図ること、そしてその検討の結果を踏まえ関係機関への提言・要望を行うことを目的に、全社協・政策委員会のテーマ別検討会として標記検討会を設置し、検討を行った。

2 主な検討項目

- ・ 社会的養護関係施設を取り巻く課題の整理
- ・ 今後の社会的養護の取り組みの方向性
- ・ 社会的養護関係施設が担う役割・機能について 等

3 構成員 (敬称略)

委員長 柏女 霊峰	淑徳大学教授	【オブザーバー】	
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研究部長	全国児童養護施設協議会	会長 桑原 教修
藤井 康弘	全国家庭養護推進ネットワーク代表幹事	全国乳児福祉協議会	会長 平田 ルリ子
高橋 誠一郎	全国児童養護施設協議会副会長	全国母子生活支援施設協議会	会長 菅田 賢治
横川 哲	全国乳児福祉協議会副会長		
村上 幸治	全国母子生活支援施設協議会副会長		
河内 美舟	全国里親会会長		
北川 聡子	日本ファミリーホーム協議会会長		
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会会長		
渡邊 守	NPO法人キーアセット代表		

4 検討スケジュール

(第1回) 2020年 8月 5日	「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」論点に関する検討について
(第2回) 2020年10月23日	子ども家庭福祉の主な動向と課題、第1回検討会における主な意見等について、追加の検討課題について
(第3回) 2020年12月 7日	これまでの検討を踏まえた議論の骨格について
(第4回) 2021年 1月20日	中間まとめ(素案)について
(第5回) 2021年 2月 8日	中間とりまとめ案について

《今後の社会的養護の取り組みの方向性》

社会的養護関係施設等は、児童福祉法（2016年改正）や「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月2日）、そして都道府県社会的養育推進計画により、これまで以上に家庭における養育と里親等への支援を強化していくこと、さらに養育拠点の小規模化・地域分散化等の整備をはかることを求められている。



今後、社会的養護関係施設等は、下記8点に基づき、社会福祉法人として中期経営計画を策定し、高機能化・多機能化をはかること、小規模化・地域分散化等をいっそう計画的に遂行していくことが必要。

- (1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進
- (2) 子どもの育ちの継続性の確保
- (3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善
- (4) 子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上
- (5) 市区町村の機能強化と児童相談所等との連携
- (6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し
- (7) 自立支援
- (8) 財源の確保



《今後に向けて》

○今後も社会的養育推進計画について、十分な検証を重ねていく。

○2022年に予定されている児童福祉法改正に向けて、子どもの最善の利益に基づき、提言していくべき事項をさらに整理していく。

○「子ども家庭省（仮称）」の設置も含めて提言していく。

○この「中間まとめ」をもとに社会的養護関係者等の議論を喚起し、その意見等をふまえ、2021年秋頃に最終報告を取りまとめる（予定）。

《取り組みの8つの方向性》

(1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進

社会的養護関係施設は、社会福祉法人として、下記視点に立ち、高機能化・多機能化を推進していく。

- ①小規模化・地域分散化とこれを支えるマネジメントの強化
- ②ケアニーズの高い子どもとその家族への支援の充実
- ③高機能化・多機能化の推進

1) 家庭復帰を強化する

- 一時保護
- アセスメント
- 自立支援計画の策定・改定
- 家族再統合支援
- 親子入所支援
- アフターケア・訪問支援

2) 里親等への支援を強化する

- フォスタリング事業（普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業）
- 障害児支援

3) 自立支援を強化する

- 進学・就職支援
- アフターケア・訪問支援

- ④市区町村の子ども家庭福祉支援拠点の整備の強化
～児童家庭支援センターの積極的な受託
- ⑤里親等への包括的な支援の強化

(2) 子どもの育ちの継続性の確保

- 子どもの育ちの継続性を確保するためには、地域の社会資源である子ども家庭福祉に関する組織・機関が一体的に対応していくことが必要。
- ➡母子保健（特定妊婦への支援を含め）から、保育、社会的養護関係施設、里親等、NPO等が連携・協働していくことが必要。
- 社会的養育が必要な子どもたちが、里親等に委託、または施設から卒所した後も継続して社会的養護関係施設等が関わり、支援していく取り組みが重要。

(3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善

- 高機能化・多機能化等の推進にあたっては、専門性のある職員の確保、職員配置の拡充と抜本的な労働環境・処遇の改善が必要不可欠。
- アセスメントや自立支援計画の策定・改定を行うことのできる専門職やファミリーソーシャルワークの専門性のある職員の育成が必要であり、そのための研修等の取り組みが大切。

(4) 子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上

- これまで以上に子どもの権利を擁護する取り組みを意識して行うことが必要。
- 基本的な子どもの権利の保障とともに、今後ほとんく「参加する権利」の保障を意識して行っていくことが求められる。支援のプロセスに子どもの本人の意思や意見が反映される仕組みを構築する必要がある。

(5) 市区町村の機能強化と児童相談所との協働

- 子どもの育ちを地域で支えるためには市区町村の機能強化が必要。地域のなかで課題が小さいうちに、支援を必要とする子どもや家庭に支援をはじめ積極的な関与が求められる。
- 児童相談所の機能を相談を受け付ける機能と虐待家庭への介入機能、社会福祉法人等、民間機関による支援を管理統括する機能に特化し、フォスタリングや一時保護児の養育、アセスメント、自立支援計画の策定・改定、アフターケア、自立支援等の事業を民間機関の事業とし、連携・協働をしていくように転換していくことを提案。

(6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し

- 将来にわたる社会的養護を取り巻く状況を見据え、横断的・総合的に社会的養護関係施設の施設体系を見直すことが必要。
- 措置費による財政支援について、高機能化・多機能化等のパフォーマンスに応じた支弁と人件費等の固定費をカバーするための支弁をバランスよく組み合わせるとともに、全体を義務的経費によって安定的な財政措置とすることが必要。

(7) 自立支援

- 退所に向けたリービングケアとともに、退所後等の社会的養護関係施設等の継続的なアフターケアの支援が必要であり、気軽に相談でき、支援してもらえるという安心感のもてる関係を構築するとともに、退所児童を緊急的に施設で受け入れ、支援していくことのできる仕組みを拡充していくことが必要。

(8) 財源の確保

- 社会的養育推進計画を具体化していくためには、財源確保が必要不可欠。社会的養護関係施設、里親等への財源のさらなる確保が必要。